

壱岐市農業委員会定例会（令和7年10月）

議 事 録

1. 開催日時 令和7年10月28日（火） 午前9時
2. 開催場所 石田農村環境改善センター 2階会議室
3. 出席委員 …… 農業委員会長 外 農業委員 16名
4. 欠席委員 …… 委員
5. 事務局職員 事務局長 …… 事務局長補佐 …… 主事 ……
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 ……番…委員 ……番…委員
 - 第2. 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第47号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（出し手から農地中間管理機構）に対する意見について
 - 議案第48号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）に対する意見について
7. 報告事項 農地転用許可不要案件届出書について
8. その他

開 会 （ 午 前 8 : 5 5 ）

事務局 皆さんおはようございます。

ご案内の時間前ではありますが、只今より令和7年10月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、…番…委員さんから欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は18名中17名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、総会日程2の「会長挨拶」を…会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

会 長 皆さんおはようございます。

大分、朝夕が涼しくなりまして、農作業も日中でもできるようになりました。稲刈りも、ほとんど終わっておりますし、今から冬作の関係もありますが、皆さん事故等には、十分留意されまして仕事していただきたいと思っております。本日は、定例会の後に、視察研修があります。できれば全員参加いただきたいのですが、何しろ収穫時期等農作業のはざまでありまして、なかなか全員が揃うことができませんでしたが、参加される方は宜しく申し上げます。

議 長 それでは、これより議事に入ります。

まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】それでは、本日の議

事録署名人は、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。なお、本日の会議書記には事務局、・・・主事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第45号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、それでは1頁をお願い致します。議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。所有権移転の案件が2件あがっております。

受け手は、個人又は農地所有適格化法人でありますので、「農地所有適格化法人以外の法人」ではないので、適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、1件の贈与、1件の売買ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

「全部効率利用要件」は、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような3つの内容を審議して頂くこととなります。

54番 土地の所在

郷ノ浦町永田触 字皿川 ……番 地目 田 面積 654㎡

譲渡人 ……

譲受人 ……

経営地面積は田が6396㎡、畑が300㎡、合計が6696㎡です。

申請理由

譲渡人 島外在住で管理できないため、贈与する。

譲受人 受贈し耕作に従事する、ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は水稻、野菜です。

農機具は、トラクター、軽トラックを所有してあります。

農作業歴は本人50年、長男20年です。

通作距離については、300m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、水稻の作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。10月22日に・・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さん、おはようございます。・・担当の・・です。

事務局の説明の通り、10月22日に本人の立会いのもと現地確認を行いました。譲渡人の・・さんは、農地を相続したものの、島外在住のため管理することができないので、今回、譲受人に贈与するというものです。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第45号54番は決定します。

続きまして、55番の説明をお願いします。

事務局 はい、1頁をお願い致します。

55番 土地の所在

郷ノ浦町片原触 字^{ふなごう}鮎川 ・・・番 地目 原野 畑 面積 755㎡

同じく ・・・番 地目 原野 畑 面積 669㎡

同じく ・・・番 地目 原野 畑 面積 634㎡

譲渡人 ・・・・・

譲受人 ・・・・・

経営地面積は田が10893㎡、畑が36469㎡、合計が47362㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢で管理できないので売却する。

譲受人 買い受けて農業規模を拡大するという事です。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況はオリーブの栽培です。

ユンボ、乗用草刈機、運搬車を所有しております。

構成員は、常時雇用者と合わせて6名、臨時雇用者が4名で農作業に従事しております。通作距離については、200m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、農地所有適格法人であります。

「地域との調和要件」ですが、オリーブの作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。10月22日に・・委員さんと譲受人の従業員の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 続きまして、補足説明を致します。

事務局の説明の通り、10月22日に・・・の従業員と現地確認を行

いました。

譲渡人の・・・さんは、お近くお住まいであります、高齢のため、管理ができないので・・・に売却するものです。・・・の近くでありまして、何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第45号55番は決定します。

続きまして、議案第46号「農地法第5条の規定による認可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、2頁お願いします。

議案第46号「農地法第5条の規定による認可申請について」農地転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

5番 土地の所在

郷ノ浦町 牛方触 字白銚・・・・番 地目 畑

面積 2901㎡のうち575㎡

転用目的 農業用倉庫

譲渡人・・・・・・・・・・

譲受人・・・・・・・・・・

申請理由

申請地に農業用倉庫を新設するため、農地転用の許可申請をします、というものです。

権利の設定内容は、賃貸借です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断しております。

位置図、写真、配置図は、3頁から5頁です。

令和7年10月22日に・・・委員さんと申請人との立会いの下、現地確認を行っております。それと追加資料をつけておりますので、ご確認ください。

この農地は、令和5年9月22日付けで、農振整備計画の軽微な変更として手続きが完了しているところです。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・・委員 はい。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 皆さんおはようございます。担当の・・・です。

事務局の説明の通り、10月22日に現地確認を致しました。

・・・さんは、じゃが芋などの保管用の農業用倉庫を申請地に建設するそうです。

隣接農地とは、十分距離がありますので、何ら問題はないかと思いますが、皆さんのご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第46号5番は、意見を付し

て進達します。

続きまして、議案第47号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)に関する意見について」と議案第48号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)に関する意見について」は、関連がありますので、一括上程したいと思います。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案の第47号と議案第48号は一括して説明させていただきます。

はい、6頁をお願い致します。

議案第47号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の意見審議について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見を求められたので、その判断を求めるものです。

7頁～17頁をご覧ください。令和7年10月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については、この一覧表のとおりであります。

また、6頁をご覧くださいと長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定について、10年間の田の新規が27筆で28087㎡、5年間の田の新規が16筆で14877㎡、10年間の田の更新が245筆で550375㎡、9年間の田の更新が9筆で21181㎡であり、10年間の畑の新規が3筆で4954㎡、5年間の畑の新規が4筆で6929㎡、3年間の畑の新規が1筆で413㎡、10年間の畑の更新が2筆で726㎡であり、賃貸借権設定の新規更新の合計が田畑合わせて307筆で627542㎡であります。

続きまして、使用貸借権設定について、10年間の田の新規が4筆で3699㎡、5年間の田の新規が2筆で2981㎡で、10年間の田の更新が12筆で2637㎡であり、10年間の畑の新規が1筆で1418㎡であり、使用貸借権設定の新規更新の合計が田畑合わせて19筆、10735㎡であります。

続きまして、18頁をお願い致します。議案第48号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の意見審議について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見を求められたので、その判断を求めるものです。19～29頁の令和7年10月農業委員会農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については一覧表のとおりであります。一部変更がございます。これは、農地中間管理機構への出し手は変わらず、受け手が変更したものが加わっております。19頁の番号1番から16番分で受け手が、これまで、農事法人組合・・・でありましたが、ここに書いてありますように、・・・に変更されるものです。よって、農地中間管理機構から受け手は、先ほど6頁で説明した出し手から農地中間管理機構の分の農用地利用集積等促進計画に18頁の賃貸借権設定の12年間の田の新規で9筆で9731㎡と畑の新規7筆で4937㎡、合計16筆で14668㎡が加わったものとなります。計画につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するものであります。

この計画につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第

5 項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第 47 号の農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の公告と、農用地利用集積等促進計画(案)の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地集積等促進計画を定めて、県知事が促進計画を、公告することによりまして、農地中間管理機構が借り手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、これにつきましては、法に則って行いますので皆様方の意見を求めることとなります。何かございませんか。

・委員 受け手の・・というのは、地元の会社では、ないと思いますが、こういった会社ですか・・の方の農事組合ではないのですか。

事務局 今、実際・・さんは、委員さんの農地を借りて、アスパラの実証実験をされております。その際に壱岐に事務所を設置されて、そこに何年か常駐されております。主の収入は、農業ではありませんが、壱岐に事業所を置いて農業しますという届出が出ております。

基本的には、集落営農法人とか農業法人は、農地所解除条件付きと言いまして、農地所有適格法人という要件をもとに農地の貸し借りをされます。今回・・さんは、解除条件付きという農地の貸し借りがありますが、そちらのほうで

・・の圃場を、借りるわけです。それで、今回農事法人・・が、耕作が難しいということで代わりに耕作してくれるところがないかということで、・・さんがこの土地を借りて補助事業でアスパラハウス建てて、アスパラを栽培するとのことです。

・委員・・の法人では耕作しないということですね。

事務局 そうです・・の法人が手いっぱいということで、手伝ってほしいということです。

議長 従業員の雇用は、地域からの雇用ですか。

事務局 管理者が・・の関係者で、雇用は、地元からと思われれます。

議長 他にありませんか。それでは、異議がないようでありますので、議案第 47 号と議案第 48 号は原案のとおり決定します。

続きまして、報告事項「農地転用許可不要案件届出書について」事務局の報告をお願いします。

事務局 はい、30 頁をお願いします。

報告事項、「農地転用許可不要案件届出書について」、農地転用許可不要案件届出書が、次のとおり提出されましたので報告します。位置図、写真、配置図は、31 頁から 33 頁です。

農地転用許可不要案件届出書とは、農地を農地以外の用途に転用する際に、特定の条件を満たすことで都道府県知事の許可が不要となる場合に、農業委員会に提出する書類となります。農地法施行規則第 29 条第 1 項第 14 号に 電気事業者が送電用若しくは配電用の施設(電線の支持物及び開閉所に限る。)若しくは送電用若しくは配電用の電線を架設するための装置又はこれらの施設若しくは装置

を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合、農地転用の制限の例外として取り扱うことができるようになっております。

1 番、土地の所在

郷ノ浦町東触	字 ^{かみごおり} 上郡	・・・番	地目	畑	面積	90 m ²
同じく		・・・番	地目	畑	面積	131 m ²
同じく		・・・番	地目	畑	面積	211 m ²
同じく		・・・番	地目	畑	面積	571 m ²
郷ノ浦町志原西触	字 ^{えらし} 永石	・・・番	地目	畑	面積	1058 m ²
						合計2061 m ² の一部 287.06 m ²

申請人

申請理由 . . 病院(災害拠点病院)を優先的に改善できる新設局対応のためということ。

工期が受理日～令和8年3月31日まで

施工業者が となっております。

位置図、写真は31頁～33頁です。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長 はい、報告事項でありますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】

議長 それでは、続きまして、その他の件をお願いします。

事務局 事務局からのその他の件ですが、

- ① 11月の定例会の日程 令和7年11月25日(火)午前9時～
場所 石田農村環境改善センター
- ② 視察研修について
- ③ 農業委員の改選について
- ④ 農業委員会の法令遵守の実施及び今後の対応について

議長 他に皆さん方から何かありましたら、ございませんでしょうか。それでは、皆さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。【はいの声あり】
大変お疲れ様でした。

閉 会 (午前 9 : 5 0)

以上のおり議事内容を記載し、事実と相違ないことを証するため署名する。

令和 7年10月28日

農業委員長.....谷 島 栄 一.....⑩

署 名 人.....久 保 博 敬.....⑩

署 名 人.....江 川 初 江.....⑩